

創刊号

名前：とちーた
名前の由来：土地+チーター
誕生日：10月1日
性格：がんばり屋さん
好物：ジビエ
特技：草“狩り”
特徴：管理されていない土地
を駆け回り管理する。



顔の模様をひらがなで表現

とち
↓
とし

四国土地政策協議会だより

令和7年8月発行

四国地区土地政策推進連携協議会事務局
(四国地方整備局 用地部 用地企画課)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

四国土地政策協議会だより

1. 四国地区土地政策推進連携協議会の紹介
2. 令和7年度の活動状況について
 - (1) 幹事会、総会を開催しました
 - (2) 講演会、講習会の開催予定について
 - (3) よろず相談会の実施予定について
 - (4) 市町村へのアンケートを実施しました
 - (5) 市町村担当者向けに制度説明会を開催しました
 - (6) 市町村との協議・意見交換等について
3. その他
 - (1) 令和7年度所有者不明土地等対策モデル事業について
 - (2) 四国地区土地政策推進連携協議会HPについて

四国土地政策協議会だより

四国土地政策協議会だよりとはなに？

四国地区土地政策推進連携協議会（事務局：四国地方整備局用地部用地企画課）の活動内容や所有者不明土地問題をはじめとした土地政策関係の関係ニュース等をお知らせするものです！

今回、令和7年8月に第1号を発行し、今後も状況にあわせて最新ニュースをお届けしていく予定です。

四国土地政策協議会だより

1. 四国地区土地政策推進連携協議会の紹介

(1) 設立の経緯

所有者不明土地等対策の推進を目的として、平成31年2月に四国地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等から構成される「四国地区所有者不明土地連携協議会」を設置し、令和4年に財務局、農政局、林野庁、各県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会各地方本部を加え、さらに活動内容を土地政策全般へと広げて、「四国地区土地政策推進連携協議会」に名称変更し、現在に至ります。

(2) 協議会会員

(会員) 8 会員

国土交通省、法務省、財務省、農林水産省、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(協力会員) 14 会員

四国弁護士連合会、日本司法書士会連合会四国ブロック会、日本土地家屋調査士協会連合会四国ブロック協議会、四国不動産鑑定士協会連合会、一般社団法人日本補償コンサルタント協会四国支部、日本行政書士会連合会四国地方協議会、四国4県の公益社団法人宅地建物取引業協会、四国4県の公益社団法人全日本不動産協会本部

(準会員) 96 会員

林野庁、四国内の95市町村

四国土地政策協議会だより

国土交通省
不動産・建設経済局

協力

法務省民事局

連絡調整

四国地区土地政策推進連携協議会

連絡調整

四国地整
用地部

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣

連携

所有者不明土地法の円滑な施行 用地業務、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行

- ・会員等による相談体制（ネットワーク）の構築、相談窓口の設置
- ・相談会や専門家等による講習会・講演会の開催
- ・所有者不明土地問題の解決に関する取組の情報共有及び支援
- ・所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援（土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、財産管理制度、長期相続未了土地、所有者不明土地の管理の適正化のための措置、市町村の所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度等）
- ・用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援

総会（年1回開催）

幹事会（年2回開催）

会員

四国地方整備局
（用地部・建政部）
事務局：用地企画課

法務局
（高松法務局等）

四国財務局

中国四国農政局

徳島県・香川県
愛媛県・高知県

連携

協力
会員

- ・弁護士会 ・司法書士会 ・行政書士会 ・土地家屋調査士会
- ・不動産鑑定士協会 ・補償コンサルタント協会
- ・宅地建物取引業協会 ・全日本不動産協会

支援
連携

ニーズ

準
会員

市 町 村
（四国内 95市町村）

林野庁

四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

当協議会では主にこのような活動を行っています！

- ・所有者不明土地法の施行及び所有者不明土地問題に関する情報共有、支援
- ・地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有、支援
- ・土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援、相談窓口の設置

令和7年度 四国地区土地政策推進連携協議会 活動計画（案）

時期 活動内容	令和7年度												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
總會等	幹事会 (第1回)	總會									幹事会 (第2回)		
出前研修会				香川県 愛媛県		香川県 徳島県 愛媛県	高知県 (予定)						各県毎に開催
よろず相談会			よろず相談会 (随時WEB開催)			よろず相談会 (県毎の対面開催)			よろず相談会 (随時WEB開催)				対面開催とWEB開催（要 望あれば随時）の併用
講習会 (土地政策関係)						愛媛県 (予定)	高知県 (予定)	徳島県 (予定)	香川県 (予定)				各県毎に対面開催
講演会 (土地政策関係)									講演会 (予定)				サンポート合同庁舎で対 面+WEB配信により開催
自治体に対する 働きかけ等	自治体への アンケート調査		市町村への説明・相談等										

四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(1) 幹事会、総会を開催しました！

令和7年4月16日に幹事会、5月19日に第10回協議会総会を開催し、今年度の活動計画等に関して協議を行うとともに、今後の活動に対して意見交換を行いました。ご意見等ありがとうございました。

総会については、市町村の皆様も聴講できますので、ぜひご聴講ください！

記者発表も行いました
(四国地整HPにも掲載済)



令和7年5月20日
四国地方整備局

令和7年度 四国地区土地政策推進連携協議会総会を開催しました

四国地区土地政策推進連携協議会の令和7年度総会を開催し、近年、問題となっている所有者不明土地の解消等に関する活動計画等について協議を行いました。

総会での意見を参考に、関係行政機関及び団体が連携し、所有者不明土地問題等をはじめとする土地政策の円滑な推進及び自治体支援に努めて参ります。

(開催日時) 令和7年5月19日(月) 10時～(Web会議)

- (主な内容) 1. 議事
令和6年度活動報告、令和7年度活動計画(案)等
2. 情報提供及び意見交換
・「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」の公表について
・所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱の改正について

(出席者) 四国地方整備局、高松法務局、四国財務局、中国四国農政局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、四国内各市町村、四国介護士会連合会、日本司法書士会連合会四国ブロック会、日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会、四国不動産鑑定士協会連合会、(一社)日本補償コンサルタント協会四国支部、日本行政書士会連合会四国地方協議会、四国4県の(公社)宅建建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会の各県本部

※詳細については、四国地方整備局HPをご覧ください。
(<https://www.akr.mlit.go.jp/youtu/tochiseisaku/index.html>)

(問い合わせ先) ◎主な問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 用地部 用地企画課 TEL: 087-811-8340(直通)
用地補償・土地開発管理官 向井 洋一(内線4715)
用地企画課長 奥山 晋一(内線4751)
◎建設専門官 仁科 明夫(内線4816)

令和7年度 四国地区土地政策推進連携協議会総会

開催結果概要

- ・四国地区土地政策推進連携協議会(別紙1)における令和6年度の活動報告、令和7年度の活動計画について審議を行い、活動方針を決定しました。
- ・令和7年4月に公表された「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」(別紙2)、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱等の改正(別紙3)の他、土地政策に関する制度等の情報提供を行いました。
- ・市町村への用地業務に関する支援や所有者不明土地問題等に対応するため、本協議会活動への充実を図っていくことを確認するとともに意見交換を実施しました。

四国地区土地政策推進連携協議会 第10回総会

次 第

日 時: 令和7年5月19日(月) 10:00～

方 法: Web会議

- 議案(1) 令和6年度活動報告について
議案(2) 令和7年度活動方針(案)について
議案(3) 情報提供及び意見交換

- ①「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」の公表について
②所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱等の改正について
③四国地区土地政策推進連携協議会のHPについて



四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(2) 講演会、講習会の開催予定について

今年度も所有者不明土地関係で講演会、講習会の開催を予定していますので、ぜひご参加ください。



講演会

今回は対面＋WEB
配信により開催予定

開催日時	場 所	講演者予定
12月1日（月） 13:30～16:00	高松市 サンポート合同庁舎 （アイホール） ※WEB配信も行います	① 一般社団法人地方創生パートナーズ ② 一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部

四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(2) 講演会、講習会の開催予定について

講習会

県によっては各県用対研修に含めて実施の場合もあります。

項目 県	概 要		
	開催日時	場所	講習テーマ
徳島県	11月13日（木） 13:00～	徳島県 自治研修センター	①土地所有者等の探索方法 ②国土の管理構想について
香川県	12月9日（火） 13:00～15:20	県庁本館 12階 （第1、2会議室）	①土地所有者等の探索方法 ②国土の管理構想について
愛媛県	9月30日（火） 13:30～15:50	にぎたつ会館 （芙蓉の間）	①土地所有者等の探索方法 ②国土の管理構想について
高知県	11月7日（金） 14:10～16:20	高知県人権 啓発センター	①土地所有者等の探索方法 ②国土の管理構想について



四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(3) よろず相談会の実施予定について

よろず相談会は自治体の用地取得事務、所有者不明土地等の土地政策等、幅広い範囲で相談を受け付けて、関係機関が一緒になって対応策を相談する場です。

従来からの対面による相談会も各県毎に9～11月で開催予定ですが、令和7年度からはWEBによる相談会も常時受け付けていますので、何かお困りのことがあれば、お気軽にご活用ください。

WEB形式による相談会の利用の流れは以下のとおりです。

- ①相談案件がある場合、市町村は四国地区土地政策連携推進協議会事務局の質問用アドレス又は各県の質問用アドレス宛てにメールを送信ください。
- ②質問内容に応じて事務局で出席者及び開催日程を調整します。
- ③調整した日程でWEB形式により相談会を実施します。

※協議会事務局質問用アドレス skr-teimiriyoutochi@mlit.go.jp



四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(4) 市町村へのアンケートを実施しました

令和7年4月に市町村を対象に所有者不明土地問題に関するアンケート（問題発生状況、関心分野、各自治体での検討状況など）を実施しました。

ご回答いただいた自治体につきましては、ご協力ありがとうございます。

アンケート結果を参考に今後の当協議会の活動の検討を行っていきます。



Microsoft Formsを利用して全14問のアンケートを実施



* 必須

1. 自治体名の記載をお願いします。*

2. 回答者の所属、氏名の記載をお願いします。*

3. 所有者不明土地（又は建物）関係で現在問題となっている（又は問題意識を持っている）項目を下記から選択ください。（複数選択可）*

- ☐ まちづくり等の公共、民間事業の発展に伴い、所有者不明土地が存在することによる事業への支障
- ☐ 防災対策、災害復旧時に所有者不明土地が存在することによる対応の遅れ
- ☐ 空き地の雑草・雑草の発生、害虫の発生、廃り物の散乱等による管理上の問題
- ☐ 空き地へのゴミの投棄、放火やプロパン罐の非正規化等、安全管理上の問題
- ☐ 所有者が不明なことによる固定資産税の課税対象者が不明
- ☐ 防災上の危険性のある空き家の安全管理上の問題
- ☐ 現状で問題となっている（問題意識を持っている）項目はない。
- ☐ その他

4. 所有者不明土地等の管理に関心を持っている項目を下記から選択ください。（複数選択可）*

- ☐ 継ぎの普及等により管理上の問題が生じている土地等について、利用している所有者に対する警告・命令制度
- ☐ 継ぎの普及等により管理上の問題が生じている土地等について、所有者に変わる代執行制度
- ☐ 管理上の問題が生じている土地等に属する（土地、建物）単位での財産管理制度
- ☐ 現状で問題となっている項目はない。
- ☐ その他

四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(5) 市町村担当者向けに制度説明会を開催しました

今年度からの新規の取り組みとして、令和7年7月28日に主に自治体の土地政策担当者を対象にした「所有者不明土地関係制度説明会」をWEBで開催しました。

多数の自治体にご参加いただき、ありがとうございました。当協議会のHPにも当日の資料を掲載していますので、ご参考にしてください。

 所有者不明土地関係制度説明会 令和7年7月28日（月）13時30分～ 四国地区土地政策推進連携協議会 （四国地方整備局 用地部用地企画課）  国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	国土交通省 所有者不明土地関係制度説明会 （本日の説明概要） 1. 四国地区土地政策推進連携協議会について 2. 所有者不明土地対策の背景・問題等 3. 所有者不明土地を利用する仕組み （地域福利増進事業、土地収用法の特例による裁定制度等） 4. 所有者不明土地を管理する仕組み（代執行制度、財産管理制度等） 5. 所有者の探索を合理化する仕組み（所有者探索方法の合理化） 6. 所有者不明土地対策の推進体制を強化する仕組み （所有者不明土地対策計画、補助金制度等） 1
---	--

四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(6) 市町村との協議・意見交換等について

当協議会では過年度から土地政策全般について、市町村と協議・意見交換を行っています。

令和7年度については、約20市町村と意見交換等を行いたいと考えています。事前に当協議会からご連絡させていただきますので、その際はご協力をよろしくお願いします。



これまでの意見交換時の市町村の主な声等

- 所有者不明土地対策は課題と認識しているものの、複数の関係部局が関係したり、業務の余裕がなかったりでなかなか進まないのが実情。
- 所有者不明土地等対策計画は必要最低限の内容（2ページ程度）の策定からスタートできるということであり、それならば策定のハードルは下がりそう。
- 補助金は所有者不明土地等対策計画の策定後が対象と思っていたが、策定前に策定の準備に関する作業にも交付されることが分かった。

四国土地政策協議会だより

2. 令和7年度の活動状況について

(6) 市町村との協議・意見交換等について

令和7年6月末時点での全国の所有者不明土地等対策計画の策定、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の状況は下記のとおりです（所有者不明土地等対策計画の策定については令和7年度末までにさらに20市町村程度が策定検討中）。



所有者不明土地対策計画 計48自治体	◆北海道（釧路町、滝上町、積丹町、豊富町、下川町、赤井川村、真狩村） ◆山形県（鶴岡市、高畠町） ◆茨城県（つくば市、ひたちなか市、小美玉市、常総市、龍ヶ崎市、土浦市、北茨城市、牛久市、かすみがうら市、つくばみらい市、水戸市） ◆千葉県館山市 ◆神奈川県大和市 ◆新潟県（出雲崎町、湯沢町） ◆富山県南砺市 ◆福井県（福井市、敦賀市） ◆山梨県（小菅村、北杜市） ◆長野県平谷村 ◆岐阜県（御嵩町、関ヶ原町） ◆静岡県小山町 ◆兵庫県神戸市 ◆和歌山県（かつらぎ町、北山村、美浜町） ◆鳥取県（米子市、江府町） ◆島根県西ノ島町 ◆岡山県和気町 ◆福岡県（水巻町、宇美町、朝倉市） ◆佐賀県みやき町 ◆熊本県山江村 ◆鹿児島県（錦江町、指宿市）
所有者不明土地利用円滑化等推進法人 計6団体	◆特定非営利活動法人つるおかランド・バンク（山形県鶴岡市） ◆梅鉢不動産株式会社（山梨県丹波山村） ◆じゅうmado米子（鳥取県米子市） ◆一般社団法人日本住宅政策機構（鳥取県米子市） ◆特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽（北海道旭川市） ◆一般社団法人地方創生パートナーズ（兵庫県猪名川町）

四国土地政策協議会だより

3. その他

(1) 令和7年度 所有者不明土地対策等モデル事業について

モデル事業は、所有者不明土地対策の推進の一環として、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策に関する先導的な取り組みに対して、国が費用の一部を支援し、支援を通じて得られた成果等を政策に活用するという仕組みです。

令和7年度は徳島県那賀町の「なか地域価値創造協議会」がモデル事業として採択されているため、ご紹介します。

■令和7年度「所有者不明土地等対策モデル事業」補助対象一覧

(地方公共団体コード順)

○採択団体

主な調査地域	応募主体	調査概要
兵庫県川西市	花屋敷山手町を良くする会	火災跡地である管理不全空地进行地域福利増進事業によって、地域住民が管理し、地域交流の場として活用することを目指し、地域福利増進事業の裁定申請に向けて、裁定申請書を作成し、対象範囲の確定測量、所有者不明土地の地中の残骸撤去を行う。
兵庫県川西市	川西ランドバンク推進協議会	低未利用公有地の民間・住民主体の利活用による地域コミュニティの交流・再生を図るまちづくりの社会実証を目的として、低未利用公有地をにぎわい創出の事業拠点とにぎわい交流広場に整備する。具体的には既設のコンテナの整理集約、旧自治会館等の除却及び土地整備に係る事業・広場整備事業の実施計画の策定を行う。併せて、整備中の広場を活用した地域の交流とにぎわい創出を図る社会実証の取組として交流・居場所づくり事業等の実施を図る。
兵庫県猪名川町	大島小学校区まちづくり協議会	中山間地域を対象とした「地域内空き地・空き農地を活用した地域維持再生モデル」を構築し、外部人材とのさらなる交流事業の実施、関係人口、ひいては定住人口の確保を目指す。そのために、休耕田の体験草刈り、稲刈り体験などの交流事業を実施し、交流事業の際に併せて実施する意見交換、アンケート調査結果をふまえ、「交流から関係人口・定住に向けた地域維持再生モデル」の素案検討・作成を実施する。
徳島県那賀町	なか地域価値創造協議会	毎年200人ほど住民が純減し、過疎化と高齢化が急速に進むとともに、全町的に人的リソース、さらに職員の法的知識が不足している中で、「那賀町空き家空き地バンク」と連携した、住民向け相続等無料相談会の実施や民生委員への研修会、全役場職員(全支所)向けに相続問題に関する勉強会を実施する。また、併せて、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定に向けた検討を行う。

四国土地政策協議会だより

3. その他

(2) 四国地区土地政策推進連携協議会事務局のHPの紹介

四国地方整備局のHPに四国地区土地政策推進連携協議会のページを開設し、活動状況や各種資料を掲載しているため、ご参考にしてください。



国土交通省 四国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Shikoku Regional Development Bureau

文字サイズ 標準 大

ホーム > 用地部

用地部

お知らせ

- 2024年6月17日 四国地区土地政策推進連携協議会について更新しました。 NEW
- 2024年5月22日 四国地区用地対策連絡協議会について更新しました。
- 2024年4月1日 用地関係業務（仕様書、積算基準等）について更新しました。

用地取得の概要

用地関係業務（仕様書、積算基準等）

地籍整備について

四国地区用地対策連絡協議会について

補償コンサルタント業務等について

監託登記業務（仕様書、積算基準）

四国地区土地政策推進連携協議会について

TOP 連携協議会とは 協議会活動 問い合わせ

四国地区土地政策推進連携協議会

TOP 連携協議会とは 協議会活動 問い合わせ

◆四国地区土地政策推進連携協議会とは

◇目的
本協議会は、「所有権不詳土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号（令和4年4月27日改正））」の適正かつ円滑な適行を図るとともに、地方公共団体が行う用地家賃、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携及び支援することにより、土地政策の円滑な適行に寄与することを目的としています。

◇組織
平成31年2月7日 「四国地区所有権不詳土地政策推進協議会」を設立
令和4年5月18日 「四国地区土地政策推進連携協議会」に名称変更
令和4年8月5日 市町村等の加入による組織拡充

※構成機関等：国、四国地区の地方公共団体（県・市町村）、関係土庫団体等
※事務局：国土交通省 四国地方整備局 用地部 用地企画課

◇活動概要
・所有権不詳土地の適行に関する情報共有及び支援
・所有権不詳土地問題の解決に関する情報共有及び支援
・地方公共団体等の用地家賃、地籍調査等の円滑な適行のための情報共有及び支援
・土地政策の円滑な適行のための情報共有及び支援
・相談体制（ネットワーク）の構築、相談窓口の設置

◇規約等
・四国地区土地政策推進連携協議会 規約
・四国地区土地政策推進連携協議会 基本調

◇関係法令、関係通知、ガイドライン等
・人口減少時代における土地政策の推進～所有権不詳土地等対策～
（本署リンク）（外部サイト）

◇国土交通省職員の手続制度
地方公共団体の職は、地域福利増進事業や収用適地事業、都市計画事業の実施に向けた準備にあたり、職員に土地所有等の関係に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省の職員の派遣について要請することができます。
※国土交通省職員の派遣制度について、パンフレットは [こちら](#)。

所有権不詳土地の改正等に関する協議会（令和4年6月2日）

連絡先
R6.6.17 「協議会活動」を更新しました。
R4.9.6 「四国地区土地政策推進連携協議会のホームページ」をリニューアルしました。

四国地区土地政策推進連携協議会

〒750-8554
高松市サンポート3番33号
東松山サンポート合同庁舎（北館）12階
事務局：国土交通省 四国地方整備局 用地部 用地企画課
TEL：087-811-8339（直通） FAX：087-811-8439
Mail：skr-88fumeitochi@mit.go.jp 【四国地区土地政策推進連携協議会 連絡用アドレス】